

ID: 342

担当部署: 生活文化スポーツ部 産業振興課

処分の概要	経営改善計画の認定		
法令名 根拠条項	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 第2条の5		
法令番号	昭和29年法律第182号		
【基準】 法第2条の5及び省令第2条の5の規定による。 (経営改善計画) 第2条の5 市町村計画を作成した市町村長は、当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者から農林水産省令で定めるところによりその作成した経営改善計画が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その経営改善計画が市町村計画の内容に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その経営改善計画が適当である旨の認定をするものとする。 (経営改善計画の認定基準) 第2条の5 法第2条の5の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 当該経営改善計画が市町村計画の内容に照らし適切なものであること。 (2) 当該経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。 (3) 当該経営改善計画に株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から借入れを必要とする資金の額及び計画が記載されているものについては、当該借入れが必要であつて、他に適当な方法がないこと。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日